

聖籠町告示第61号

聖籠町鳥獣被害対策実施隊設置要綱を次のように定める。

平成26年9月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(趣旨)

第1条 聖籠町鳥獣被害防止計画(以下「被害防止計画」という。)に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき、聖籠町鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

(職務)

第2条 実施隊は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、町長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

(組織)

第3条 実施隊隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 町長が町の職員から指名する者

(2) 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者(主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。)のうちから、町長が任命する者

2 前項第2号に掲げる者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

3 隊員の定数は、町長が別に定める。

4 隊員の任期は、指名又は任命をされた日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(隊長)

第4条 実施隊に隊長及び副隊長各1名を置く。

2 隊長は、隊員の中から町長が指名し、副隊長は、隊長が隊員の中から指名する。

3 隊長は、実施隊を総括する。

4 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(出動)

第5条 町長は、別記様式第1号により実施隊を出動させる。ただし、緊急を要する場合は口頭で行うことができる。

2 隊長は、前項に規定する命令を受け、出動人数を決定する。  
(報告)

第6条 隊長は、前条に規定する出動後、別記様式第2号により町長に書面をもって報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(隊員の責務)

第8条 隊員は、第2条に規定する職務を行う際は、隊員相互に情報を交換し、被害防止計画に定める被害の軽減目標達成に努めるものとする。

(協力の要請)

第9条 実施隊は、職務を円滑に行うため被害地域関係者及び関係地域機関等に協力を要請することができる。

(服務等)

第10条 隊員は、勤務の公共性を認識し、町民全体の奉仕者として公共の利益のため、民主的かつ能率的に職務の遂行に専念しなければならない。

2 隊員となった者は、別記様式第3号により宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、隊員が次のいずれかに該当すると認めるときは、解任することができる。

(1) 鉄砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)等関係法規に違反したとき。

(2) その他町長が特に解任することが必要と認めるとき。

(報酬等)

第11条 第3条第2号に掲げる隊員には、聖籠町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年2月23日条例第47号）  
の定めるところにより支給する。

(事務局)

第12条 実施隊の事務局は、産業観光課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施隊に必要な事項は、町長が別に  
定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。